



街に、ルネッサンス



令和4(2022)年7月8日
石川県金沢市
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部

～魅力ある中心市街地の形成実現に向けて～
金沢市とUR都市機構が連携協力に関する協定を締結

金沢市と独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」）は、金沢市における魅力ある中心市街地の形成に向けた取り組みを推進することを目的として、令和4年7月8日（金）に協定を締結しました。

今後、金沢市とUR都市機構はともに、金沢市の持つ様々な資源を活かしながら、魅力ある中心市街地の形成実現に向けて取り組んでまいります。

（別添協定書参照）



写真右より

むらやま たかし
村山 卓

金沢市長

なかやま やすふみ
中山 靖史

UR都市機構

東日本都市再生本部長

（お問い合わせ先）

金沢市

都市政策局企画調整課 （電話）076-220-2031

UR都市機構

東日本都市再生本部 まちづくり支援部まちづくり支援課 （電話）03-5323-0485

東日本都市再生本部 総務部総務課（広報担当） （電話）03-5323-0625

協定締結の背景及び目的等

1. 背景

- (1) 金沢市においては、北陸新幹線金沢開業や観光インバウンドの増大を背景として、中心市街地、特に、都心軸沿線においては、業務機能の金沢駅周辺への移転、オフィス等のホテルへの転換などが進行するとともに、大規模商業施設の郊外立地や新型コロナウイルス感染拡大の影響等による働き方や消費者行動・価値観の変化など、地域経済の中心地として有していたこれまでの商業業務機能を取り巻く環境に大きな変化が生じています。
- (2) 都心軸周辺に立地する公共公益施設についても、日本銀行金沢支店の移転が予定されているほか、他の施設においても建物の老朽化が進むなど、中長期的な視点では、今後、都市機能のさらなる低下につながるおそれがあります。
- (3) 上記の状況から、金沢市の中心市街地、特に都心軸沿線の今後のあるべき姿を検討していくことは、まちの活性化を図っていくうえで不可欠です。

このため、全国的な視点に立った考察も含めた検討を実施することとし、金沢市と全国でまちづくりの実績が豊富なUR都市機構とが相互に連携することにより、魅力ある中心市街地の形成に向けた取り組みを推進していくため、協定締結に至りました。

2. 目的

金沢市集約都市形成計画、金沢市中心市街地活性化基本計画など、金沢市のまちづくりに関する取組み方針に基づき、金沢市とUR都市機構が相互に連携協力することにより、魅力ある中心市街地の形成実現に向けて取り組むことを目的としています。

3. 協定に基づく主な取組事項

- (1) 中心市街地におけるまちづくりの検討に関すること
- (2) 中心市街地における都心軸の活性化に向けた検討に関すること
- (3) 中心市街地における遊休ストックの今後のあり方の検討に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市及びUR都市機構が必要と認める事項に関すること

<金沢市の概要>

金沢市は、本州日本海側のほぼ中心に位置し、人口 約 46 万人、面積 約 469 km²の中核市です。3つの台地と2本の川を骨格とした豊かな自然に恵まれ、藩政時代にまちの礎が築かれて以来、歴史的街路やまちなみを色濃く残してきた都市です。

加賀友禅や金箔・九谷焼などの伝統工芸や、茶の湯・能・邦楽などの伝統芸能に加え、現代建築や現代美術などの面においても新たな創造性を育んでおり、古いものと新しいものが同時に共存し、互いに刺激しあい、磨き高めあうことで発展してきた重層性があります。

2015 年の北陸新幹線金沢開業により、東京までの移動時間が約 2 時間半に短縮され、交流人口が増加しています。

<UR都市機構の概要>

【沿革等】

昭和 30 年に日本住宅公団を設立。昭和 56 年に宅地開発公団を統合し、住宅・都市整備公団を設立。平成 11 年に住宅・都市整備公団を廃止し、都市基盤整備公団設立。平成 16 年に地域振興整備公団の地方都市開発整備部門を統合して、独立行政法人都市再生機構を設立し、現在に至る。

資本金 10,757 億円（令和 3 年 3 月末現在）、職員数 3,192 人（令和 4 年 4 月 1 日現在）

【主な業務内容】

1. 都市再生

UR都市機構は、まちが抱える課題を解決するため、半世紀以上にわたって培ってきた豊富な事業経験やノウハウと公平性・中立性を生かし、民間事業者や地方公共団体、地域の皆様と連携して、政策的意義の高い都市再生を推進しています。

- ・国際競争力と都市の魅力を高める都市再生の推進
- ・地域経済の活性化やコンパクトシティの実現
- ・防災性向上による安全・安心なまちづくり

2. 賃貸住宅

UR賃貸住宅を適切に管理し豊かな生活空間を提供するとともに、高齢者や子育て世代など多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち「ミクストコミュニティ」の実現をめざします。

- ・多世代が安心して居住可能な環境整備
- ・持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進
- ・多様化するニーズに対応した賃貸住宅の提供

3. 災害復興

阪神・淡路大震災以降に培ってきた復旧・復興の経験を生かして、東日本大震災や熊本地震など、日本各地で発生した大規模災害からの復旧・復興を全力で推進していくとともに、国や関係機関との連携を図りながら、地方公共団体等への発災時の円滑な対応に関する啓発活動などを進めていきます。

金沢市と独立行政法人都市再生機構のまちづくりに関する連携協定書

金沢市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、甲のまちづくりの実現に向けて、相互に連携・協力して取り組むことについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、金沢市集約都市形成計画、金沢市中心市街地活性化基本計画等、甲のまちづくりに関する取組み方針に基づき、甲及び乙が相互に連携協力することにより、魅力ある中心市街地の形成実現に向けて取り組むことを目的とする。

（役割分担等）

第2条 甲は、まちづくりに係る現状分析、課題認識等を行うとともに、乙と相互に連携協力を図りながら主体的に施策を推進する。

2 乙は、甲の要請に応じ、自ら持つ知見等を活用し、まちづくりに係る施策の調査、検討、推進等を支援する。

（連携協力事項）

第3条 本協定の目的を達成するため、甲及び乙は、以下に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- （1）中心市街地におけるまちづくりの検討に関すること。
- （2）中心市街地における都心軸の活性化に向けた検討に関すること。
- （3）中心市街地における遊休ストックの今後のあり方の検討に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、連携協力事項の詳細については、別途甲乙合意の上、決定する。

（連携体制）

第4条 甲及び乙は、前条に定める事項を円滑に推進するため、必要な体制の確保及び情報の共有を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定の履行に関して知り得た情報について、法令等に基づく場合又は情報を提供した者の同意がある場合を除き、第三者に対して開示し、又は目的外の使用をしてはならない。本協定の有効期間満了後においても、また同様とする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する有効期間内に、甲乙いずれかから本協定の更新について意思表示があった場合、本協定の更新に関する協議を行い、合意に達した際は、有効期間満了後から更に2年間、本協定を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年7月8日

甲 石川県金沢市広坂一丁目1番1号
金沢市

金沢市長 村山 卓 印
(署 名)

乙 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

本部長 中山 靖史 印
(署 名)